



はい！こちら消費生活センターです

簡単に高額収入を得られるという副業やもうけ話に注意！

副業・兼業を希望する人は年々増加傾向にあり、今後も副業をしたい人が情報商材のトラブルに巻き込まれていく恐れがあります。情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことです。情報商材は PDF 形式などの電子媒体で取引されることが多く、パソコンやスマートフォン等を使ってダウンロードや閲覧をすることができます。情報商材のトラブルを未然に防止するために、以下の事例やアドバイスを参考にしてください。

事例 1 安価な情報商材を購入し、さらに高額な契約を勧められたが、約束のサポートがない

事例 2 SNS をきっかけに情報商材を購入したが、内容が説明と異なるうえに儲からない

事例 3 求人サイトで「在宅で稼げる。返金保証」とあり契約したが、稼げず返金も拒否された

事例 4 仮想通貨の儲け話に興味を持ち高額な契約をしたが、サービスの提供が無い
(アドバイス) ①情報商材は契約前に中身を確認することができない。怪しいと思ったら連絡しない。②高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったら、きっぱりと契約を断る。③クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしない。

トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」**☎188**（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）の相談先は「消費者ホットライン」**☎188**（いやや!）番をご利用ください。

